

○ 財務省告示第二百四十二号  
平成十六年七月十四日より告示する。政府短期証券の規定に基づき、平成十一年大蔵省行二令第六号～第五十条第十一項の規定に基づき、平成十一年大蔵省告示する。

國庫短期財務大臣 麻生太郎  
(第四百六十五回)

二 一 行二令第六号～第五十条第十一項の規定に基づき、平成十一年大蔵省告示する。

の法發号名稱及び記

條律及の根拠

項及び根拠

四 三 二 一 行二令第六号～第五十条第十一項の規定に基づき、平成十一年大蔵省告示する。

用振替法の適

發行方法

を場で競争う札価振の以律社七百第一法会百資十財定特あ争入。へ格替適下へ債条三四項律計号資四政め別つ入札に以を機用「振替法」へ昭和二十一年八月七日より告示する。

る参て札発によ下競争は受けけるも日本銀行との競争て行とし、その規

も加、と行の者財同一発行格付法律第七十五号。

にご務時といよと大にいるに臣行う。発応がわく行募各れ及一札わする。その規

へ限國るび価一れり。の以度債入価格とる。その規

下額市札格競い入の定。

八	七	六	五	
額 最	払	發	方 募	
低 行 争 非 者 特 国 入 価 額 入 価 ・ 別 債 札 格 面 札 格 第 参 市 発 競 金 發 競 I 加 場 行 争 額	込 行 争 非 者 特 国 入 価 入 価 ・ 別 債 札 格 行 札 格 第 参 市 發 競 發 競 I 加 場 行 争 額	行 争 非 者 特 国 入 価 入 価 ・ 別 債 札 格 行 札 格 第 参 市 發 競 發 競 I 加 場 行 争	入 価 法 入 札 格 決 定 行 争 の	
千 万 円	万 四 二 五 六 千 万 兆 千 七 七 二 二 百 千 千 百 五 四 四 円 十 百 十 二 圓 四 億 億 七 二 千 千 八 八 百 百 十 二十 三 十	額 千 額 面 万 面 金 円 金 額 額 で で 四 五 千 兆 七 二 百 千 五 四 十 六 三 億 百 壄 十 七	込 募 各 当 も 各 み 限 国 て の 申 の 度 債 る か 込 応 額 市 。 ら み 募 の 場 そ の 額 範 特 の う を 囲 別 応 ち 割 内 参 募 応 り に 加 額 募 当 お 者 を 価 て い ご 順 格 る て と 次 の . 各 の 割 高 申 応 り い 非	価 一 格 国 競 債 市 場 入 札 特 発 別 行 参 「 加 と 者 い 。 う 第 . I 非

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	イ 一	十 九	振 替 單 位	
払 者	入 場	元 償		償 行	争 非	者 特	国 入 価	發 行	
込 期 日	札 參 加	所 支 払	償 額	還 期 限	入 債 競	・ 札 格 第 參 市	債 市 競 價	札 格 行 競 價	
平 成 二 十 六 年 七 月 十 四 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 つ を き 受け た 者	日 本 銀 行 額 を 百 円 に う 、 期 つ 。 そ き の 百 円	額 面 金 額 を き 支 金 と 、 償 は 還 年 十 月 十 四 日	償 還 期 限 債 ・ 札 格 第 參 市	當 た だ し と 償 年 十 月 十 四 日	平 成 大 臣 行 額 を 百 円 に う 、 期 つ 。 そ き の 百 円	十 九 面 九 錢 五 厘 四 毛 上 の つ そ き 九 十 九 圓	額 面 金 額 を き 支 金 と 、 償 は 還 年 十 月 十 四 日	額 面 金 額 を き 支 金 と 、 償 は 還 年 十 月 十 四 日
平す額の振 成るの記替 整載法 数又の規 倍は規 の記定 金録に 額はよ に、る よ最振 る低替 も額口 の面座 と金簿									